

四日市市告示第 148 号

四日市市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市障害者就労支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者就労支援事業実施要綱（平成 24 年四日市市告示第 129 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業の内容)</p> <p>第 3 条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとし、当該事業に専念する就労支援コーディネーターを配置するものとする。</p> <p>(1) 市役所の人事課、<u>商工課</u>、職員研修所、障害福祉課等の関係部署との連絡、調整及び協議並びに市役所の全職場からの業務の集約</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第 3 条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとし、当該事業に専念する就労支援コーディネーターを配置するものとする。</p> <p>(1) 市役所の人事課、<u>商業勤労課</u>、職員研修所、障害福祉課等の関係部署との連絡、調整及び協議並びに市役所の全職場からの業務の集約</p> <p>(2) から (4) まで (略)</p>

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)